

江湖ノ公正ニシテ批別ニ待テントス  
本報合共、理事長長批難ノ道志  
印刷ニシテ公費人ヲ以テシテ責任  
ヲ以テ自己ノ費赤ヲト録ス從  
員ノ轉嫁セントスルガ如キ電  
局ヨリ日吉中ノ暴舉ヲ證明  
録、アリ  
記號ヲ十七條ノ横スル  
會我國ノ現在、四能工ヲ案前  
榮表スルコトノ不可能ナルハ言ハ  
要セズ、  
江湖ノ諒察ヲホス。

右我等ノ微志ヲ市民諸君ニ  
披瀝シテ、篤キ同情ト措筆  
トヲ希ハントス

大正九年四月二十八日

日本交際社市働組合

留守本部